

令和7年6月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.50



研修後にボーリング大会を
開催しました♪

❀ 今月のお知らせ ❀

・住民税決定通知書について

6月分給与より住民税の金額が変更されます。給与計算の際はご注意ください。

・社会保険料算定基礎届、労働保険年度更新申告書について

皆さんのお手元に社会保険料算定基礎の記入用紙が届き始める時期になりました。また、商工会へ事務委託をされていない方は労働保険料年度更新の記入用紙も届きます。

どちらも提出が7月上旬です。お心積もりをお願いいたします。

・所得税の第1期予定納税引落日について

第1期分は2025年7月31日(木)が引落日となっております。

口座振替をご利用の方は、残高の確認をお願いいたします。



❀ 健康経営優良法人の認定を受けました！ ❀



今年度より、「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」の認定を受けました。

健康経営優良法人とは、健康診断の受診や受動喫煙対策の実施、感染症予防対策等の健康経営を行っている大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。採用活動や自社のイメージアップにも繋がるので、要件に当てはまるようであれば、申請してみてもいいでしょうか？

❀高田先生に来ていただき、勉強会を開催しました❀

社会保険労務士の高田先生に来ていただき、育児・介護休業法の改正についての勉強会をしていただきました。

育児・介護休業法とは、育児や介護などで時間的な制約を抱えている社員が、家庭と仕事を無理なく両立できるようにすることを目指して制定された法律です。育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や、介護離職防止のための雇用環境の整備、個別周知・意向確認の義務化等、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、令和7年4月1日から育児・介護休業法が改正されました。



【改正内容】

- ・子の看護休暇の見直し：子の看護休暇の対象、取得事由の拡大
- ・所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大：残業免除される従業員の子の対象を小学校就学前まで拡大
- ・短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
- ・育児・介護のためのテレワーク導入
- ・育児休業取得状況の公表義務適用拡大：育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業にまで対象拡大。
- ・育児休業取得等の状況把握・数値目標設定の義務化：一般事業主の行動計画で、育児休業取得等に関する状況把握と数値目標が義務化
- ・出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設
- ・介護休暇を取得できる労働者の要件緩和：除外できる労働者の条件から「継続雇用期間6カ月未満」を撤廃

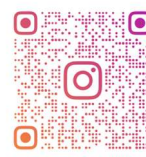
主な改正内容は上記の通りです。当事務所HPのコラムに詳細を記載しておりますので、よろしければそちらも併せてご覧ください♪

各種SNSも更新しておりますので、
良ければフォローお願いします♪

HP

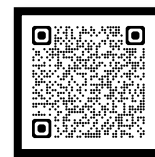


Face Book



ARCGROWPARTNERS

Threads



◇申告書の提出期限

提出月	6月	7月	8月
確定申告	4月決算	5月決算	6月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	10月決算 7月、10月、1月	11月決算 8月、11月、2月	12月決算 9月、12月、3月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474